

令和 6 年度全国薬務関係主管課長会議
説明資料

厚生労働省
医政局医薬産業振興・医療情報企画課

目 次（説 明 事 項）

（医薬産業振興・医療情報企画課）

1. 医薬品・医療機器産業の振興について	1
2. 医療用医薬品の安定供給確保について	4
3. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について	7
4. 後発医薬品の使用促進について	8
5. 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査について	10
6. 薬事工業生産動態統計調査について	10
7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について	11
8. 個人防護具の備蓄等について	12

1. 医薬品・医療機器産業の振興について

現状等

- 医薬品・医療機器産業は、国民の保健医療水準の向上に資するだけでなく、高付加価値・知識集約型産業であり、資源の乏しい日本にとって、経済成長を担う重要な産業として大きく期待されている。

【医薬品産業の振興】

- 我が国の医薬品産業は、創薬競争環境、供給環境、制度的変化など、様々な環境変化に直面している。革新的な医薬品や医療ニーズの高い医薬品の日本への早期上市と医薬品の安定的な供給を図る観点から、令和4年9月より「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を計13回実施。令和5年6月に報告書を取りまとめた。
- ドラッグロスの発生や医薬品の安定供給等の課題に対応し、国民に最新の医薬品を迅速に届けることができるようにするため、医薬品へのアクセスの確保、創薬力の強化に向けた検討を行うことを目的として令和5年12月より「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」を開催し、令和6年5月に中間とりまとめを行った。また、創薬エコシステムの強化に向けた政府のコミットメントを内外に宣言し、官民が協力して継続的に連携してエコシステムの発展に取り組むことを確認することを目的とし、令和6年7月に「創薬エコシステムサミット」を開催した。
- 世界ではベンチャー企業が医薬品開発の主流となってきた中、我が国でもアカデミア、スタートアップ、VC、製薬企業、政府等が相互に協力して創薬に取り組むエコシステムを構築することが必要。そのため、令和6年度補正予算において創薬クラスタの育成（70億円）や優れたシーズの実用化に向けた橋渡しの支援（30億円）に必要な予算を計上した。さらに、今般の薬機法等一部改正法案において、革新的医薬品等実用化支援基金（10年）の造成を盛り込んだところであり、本改正法案が成立した場合には、この基金を活用して、官民が連携して継続的に創薬スタートアップから革新的新薬を生み出す創薬基盤・インフラの強化を進めていく。
- 令和6年度税制改正大綱に基づき、企業のイノベーションを促進するため、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について

、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、30%の所得控除を認める制度を設けることとした。（イノベーションボックス税制）

- 令和3年度税制改正大綱に基づき、令和4年1月から「セルフメディケーション税制」は、令和8年まで5年間の延長、対象医薬品の拡充及び手続きの簡素化が認められたところ。対象医薬品が自覚症状を訴える人の多い「腰痛・関節痛・肩こり」、「風邪の諸症状」、「アレルギーの諸症状」に対応する薬効に属する、非スイッチのOTC医薬品に拡充されたことにより、多くの一般用医薬品が税制対象に追加され、毎月対象医薬品のリストを厚生労働省のホームページに掲載している。

また、現行のセルフメディケーション税制は、令和8年12月に期限を迎える予定である。これを契機として、税制のあり方を検討するとともに、セルフメディケーションの前提となるセルフケアの推進についても議論を進め、必要な施策を検討していくため、本年1月に「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」を立ち上げたところである。引き続き本制度の利便性向上や国民への普及啓発に取り組んでいくので、ご協力をお願いしたい。

【医療機器産業の振興】

- 医療機器については、臨床現場での使用を通じて製品の改良・改善が絶えず行われる等の特性を有していることを十分に踏まえて、臨床研究や承認審査に関する体制及び制度を整備していくことが重要である。

政府全体では、第2期「健康・医療戦略」において、「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」として、AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を進めている。

厚生労働省としても、臨床現場を理解し、医療のニーズに基づいた医療機器の開発・改良を行う企業人材を育成するため、「次世代医療機器連携拠点整備等事業」を通じ、医療機器の開発に取り組む企業等の人材育成を行う医療機関等の拠点整備を行ってきた。これまでの取組に加え、「優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業」において優れた医療機器の創出のため、各医療機関ならではの特色を活かしながら医療機器創出に係る人材育成・リスクリング、スタートアップ企業の伴走支援を行うとともに、海外ネットワークの強化や医療機関と連携して臨床上有用性を実証できる「オープンイノベーションハブ拠点」を新たに設けるなど、医療機器産業振興拠点の更なる充実・強化に取り組んでいく。

- 令和4年5月、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及

のための基本計画」(平成 28 年 5 月 31 日閣議決定)を改定した。

第 2 期基本計画では、昨今の医療情勢を踏まえ、プログラム医療機器の研究開発の促進、医療機器の安定供給などの観点を取り入れるとともに、①日常生活における疾病・重症化予防、②疾患の早期診断・予後改善、③患者の病態に合わせた細やかな治療、④高齢者等の身体機能補完、⑤医療従事者の負担軽減に資する医療機器を、開発の重点分野として定めている。

【医療系ベンチャーの育成支援】

- 医療系ベンチャーを育てる好循環（ベンチャーのエコシステム）の確立に向け、体制の整備や予算等の措置を行い、医療系ベンチャーを支援するための取組を進めている。
- 医療系ベンチャー・アカデミアに対するワンストップ相談窓口「MEDISO」を通じて、法規制対応、知財、事業計画、海外展開等、医療系ベンチャーがシーズの実用化に向けた各段階で抱える課題への相談対応や、事業戦略の策定、ハンズオン支援を実施する人材交流事業、セミナー等にて情報発信を行う等、医療系ベンチャーの更なる振興を図るための総合的な支援に取り組んでいる。
- 令和 7 年度からは、海外エコシステムとの接続強化のための海外でのイベント開催、国内外の創薬クラスター間の連携・交流の促進、医療系ベンチャーのワンストップ窓口として各種支援機関や支援プログラムの情報を一元管理し情報発信する等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図るため、予算を増額するとともに、3 年にわたる国庫債務負担行為を要求して、途切れのない支援を実施することとしている。
- また、医療系ベンチャーと大手企業や VC 等の支援機関とのビジネスマッチングを促進するためのイベントである「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2024」を令和 6 年 10 月に開催したところであり、本年も同時期に開催する予定である。
- 令和 6 年 2 月に発足した「ヘルスケアスタートアップ等の振興・支援策検討プロジェクトチーム」において、各領域の最前線で活躍する有識者の方々とともに、ヘルスケア領域におけるスタートアップの立場に立って振興・支援策を検討し、各ヘルスケア市場の特性を踏まえた最適な振興・支援アプローチを選択する観点から議論を重ね、令和 6 年 6 月に最終とりまとめを行った。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 今後とも国際競争力のある医薬品・医療機器産業の振興に向けて、施策の着実な推進を図っていくこととしているので、都道府県においても、必要に応じてご協力をお願いする。

また、医療系ベンチャーの振興については、従来より経済産業省や文部科学省などの国の機関のほか、地方公共団体の商工担当部局や地域振興担当部局等において、取組が進められているところである。

都道府県薬務主管課においても、医療系ベンチャーの更なる振興に向けて、関係部局との連携を図りながら、引き続き積極的な対応をお願いする。なお、個別の企業からの相談があった場合には、MEDISO の積極的な活用をお願いしたい。

※MEDISO の連絡先（令和 6 年度委託事業）

医療系ベンチャー・トータルサポート事業事務局 (<https://mediso.mhlw.go.jp/>)

株式会社三菱総合研究所

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-11 日本橋ライフサイエンスビルディング 4 階

TEL：03-3548-0380 FAX：03-3548-0381

E-mail：mediso@ml.mri.co.jp

医薬品産業の振興	担当者名	三谷課長補佐（内線 2524）
セルフメディケーション税制	担当者名	井上室長補佐（内線 4149）
医療機器産業の振興	担当者名	澤田室長補佐（内線 4112）
医療系ベンチャーの育成支援	担当者名	黒岩専門官（内線 2657）

2. 医療用医薬品の安定供給確保について

現状等

- 後発医薬品産業においては、少量多品目生産により非効率な製造が行われるなどといった構造的課題がある中で、
- ・後発医薬品メーカーの薬機法違反を契機とした供給量の低下や、
 - ・感染症の拡大等による需要の増加も相まって、
- 現下の医薬品の供給不足の事態が生じていると認識している。
- これにより、患者の皆様を始め、処方する医師、薬剤師、また、卸売業者の皆様

は、他の医薬品への変更等の調整への対応にご苦勞をおかけしている状況であると承知している。

- 医薬品の供給不安時には、企業から確実に供給状況を報告いただくとともに、その状況をできる限り速やかに医療現場等にお伝えすることが重要であることから、令和6年4月から、企業からの医薬品の供給情報の報告については、今後の供給不足が生じるおそれがある場合に未然防止することを目的とする供給不安報告と、供給情報の速やかな医療機関への共有を目的とする供給状況報告の2つに整理するとともに、供給状況報告については日次で公表することで、情報収集・発信の強化を行っている。さらに、今後は、令和6年度補正予算を活用し、これらの業務の情報システム化を行うことで、国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、供給状況の解析結果を用いた合理的な供給対策を行うとともに、医療機関等における医薬品の選定・入手の効率化等を図ることとしている。
- 医療用医薬品の安定供給体制の確保に向けて、安定供給確保マネジメントシステムの構築についても検討しているところ。具体的には、①製薬企業における安定供給確保に向けた体制整備（安定供給に係る責任者の設置等）、②供給不安報告・供給状況報告等の法令への位置づけ、③安定確保医薬品の法令への位置づけ、④電子処方箋管理サービスの調剤データを活用した需給モニタリングの取組等であり、これらの内容を、今通常国会に提出した薬機法等一部改正法案に盛り込んだところである。
- また、後発医薬品の産業構造上の課題への対応については、少量多品目の非効率な生産体制の解消に向けて計画的に生産性向上に取り組む後発医薬品企業を支援するために、令和6年度補正予算で約70億円の事業を計上した。これに加えて、今般の薬機法等一部改正法案において、後発医薬品製造基盤整備基金（5年）の造成を盛り込んだところであり、本改正法案が成立した場合には、更に企業間の連携・協力・再編を強力に後押しし、後発医薬品の安定供給の確保を進めていく。
- 新型コロナウイルス抗原検査キット（インフルエンザとの同時検査キットを含む）の安定的な供給にむけ、検査キットのメーカー在庫、メーカー在庫に余裕のある製品の大手医薬品卸売業者における取扱状況を厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。

医療機関、薬局等に対して、

 - ・ 特定の製品に発注が集中し当該製品が入手困難となった場合には、メーカー在庫に余裕のある製品の発注

・ 日頃取引のある卸売業者からの購入が困難になった場合には、厚労省ホームページに掲載されている、在庫に余裕のある製品を取り扱う卸業者からの購入等について検討いただくよう、依頼している。

(※) <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001335725.pdf>

(薬事承認された検査キットのうち、製造販売業者から同意の得られたものについて掲載)

- 医療用解熱鎮痛薬やせき止め等の安定供給については、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況から需要が伸びたことを踏まえ、製薬メーカーに対して増産や在庫の放出などを要請したところであり、この結果、昨年同時期以上の出荷量を確保するとともに、また、感染状況等に応じて、在庫の放出等により更に出荷量を増加させるよう調整することも可能な状況である。これに加え、増産された医薬品の出荷が始まり供給が安定するまでの間、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、医療機関・薬局に過剰な発注を控えることの要請や、卸から医療機関・薬局への感染症対症療法薬の販売量の上限目安の設定、医療機関に最少日数での処方に努めることの要請等も実施した。

また、令和6年度補正予算において、製薬メーカーにおいて、さらなる増産への投資を行っていただくため、緊急的な補助事業を設けている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県においては、引き続き管内製造販売企業に対し、医療用医薬品の安定供給についての指導について、ご協力をお願いしたい。
- 安定供給確保マネジメントシステムのうち、製薬企業における安定供給確保に向けた体制整備については、昨年、厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会で議論いただいたとおり、その措置の執行（確認、監督指導）は都道府県で行っていただくことを想定しており、施行日については、同部会でいただいた御意見を踏まえ、公布から2年以内の政令で定める日としている。詳細については、施行までの間に、都道府県の御意見も伺いながら検討していきたいと考えており、また、その具体的な運用に当たっては医薬局 監視指導・麻薬対策課や安全対策課の主導のもと対応していくことを検討しているところ、都道府県におかれても御協力をお願いしたい。
- 検査キットや医療用解熱鎮痛薬等の安定供給のため、都道府県においては、地域の卸売業者の団体等と連携し、各地域において余裕のある製品を取り扱っている卸売販売業者を把握して医療機関等に対して検査キットや医療用解熱鎮痛薬等の入手につい

て助言いただくよう、ご協力をお願いしたい。

また、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口」を開設しているので、管下の医療機関・薬局で、医療用解熱鎮痛薬やせき止め等の不足が発生した場合には、これを利用いただくように、引き続き管下の医療機関・薬局に周知いただきたい。

担当者名 樋口主査（内線 4471）

担当者名 藪田医薬品等管理係長（内線 4472）

担当者名 曾我流通指導官（内線 2598）

担当者名 澤田室長補佐（内線 4112）

3. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について

現状等

- 医療用医薬品の流通については、自由かつ公正な競争の確保とともに、公的医療保険制度下における取引の透明性・公正性を図る観点から、一次売差マイナス、未妥結・仮納入、頻回な価格交渉、総価取引及び取引条件等を考慮しない過大な値引き交渉などの課題の改善に向け、平成30年1月に国が策定した「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（流通改善ガイドライン）に基づく取組を流通関係者間で進めているところである。
- 今般、令和6年3月に流通改善ガイドラインを改訂し、総価取引の改善を行うため、特に医療上の必要性が高い医薬品は価格交渉の段階から別枠とし、単品単価交渉とすること、取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての一方的な値引き交渉や同一の納入単価での取引を卸売業者に求める交渉などは厳に慎むこと、価格交渉を代行する者に対して流通改善ガイドラインを遵守させること、価値・安全性が毀損されている医薬品などについては返品を慎むこと、当該年度内は妥結価格の変更を原則行わないこと、一社流通を行うメーカー・卸売業者は、その理由について医療機関・薬局に対して丁寧に情報提供し、また、安定供給を行うことを新たに規定したところである。
- 物流2024年問題等により生じうる医薬品の流通における課題と対応策について、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」で議論し、それを取りまとめた形で、「医薬品に係る物流2024年問題等により生じうる課題と対応策について」（令和6年3月13日医政産情企発0313第5号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）を都道府県や製造販売業者等流通関係者に対し通知したところである。

- 医療機器の流通については、令和5年に「医療機器の流通改善に関する懇談会」を開催し、物流2024年問題等により生じうる医療機器の流通における課題と対応策について議論し、それを取りまとめた形で、「医療機器に係る物流2024年問題等により生じうる課題と対応策について」（令和5年12月14日医政産情企発1214第1号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）を都道府県や製造販売業者等流通関係者に対し通知したところである。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県におかれましては、引き続き、病院所管部局とも連携して、所管する医療機関・薬局に対して、流通改善ガイドラインの趣旨等を徹底いただくとともに、医療機関・薬局から相談があった場合にはご対応いただくなど、流通改善に向けた取組への働きかけをお願いするとともに、管区内の市区町村に対しても流通改善ガイドラインの周知を図っていただくようお願いする。

担当者名 曾我流通指導官（内線2598）

担当者名 木本流通指導官（内線2536）

4. 後発医薬品の使用促進について

現状等

- 後発医薬品の使用促進については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、極めて重要な施策である。
- 医薬品価格調査（薬価本調査：2024年（令和6年9月））の速報値では、後発医薬品の数量シェアについては、85.0%、金額シェアについては62.1%となっている。
- 一方で、後発医薬品製造販売業者の品質問題に端を発する供給不安が依然として続いており、医療機関や患者の後発医薬品に対する不安や不信が生じている状況にあることから、まずは後発医薬品への信頼回復・安定供給が重要である。
- こうしたことから、関係者に協力をお願いしながら、前述の安定供給に係る取組のほか、自主点検の実施や無通告立入検査の計画・実施など品質確保に向けた取組を実

施しているところである。

- 後発医薬品について、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、数量シェアの主目標（※1）とともに、後発医薬品の使用による医療費の適正化を不断に進めていく観点から、副次目標として、新たに後発医薬品の金額シェアに係る副次目標（※2）とともに、バイオ後続品（バイオシミラー）に係る副次目標（※3）が設定された。

※1 後発医薬品の数量シェアを 2029 年度末までに全ての都道府県で 80%以上

※2 後発医薬品の金額シェアを 2029 年度末までに 65%以上

※3 2029 年度末までに、バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上

- また、上記の目標設定を踏まえ、後発医薬品の使用促進に向けて策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成 25 年 4 月 5 日）について、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和 6 年 9 月 30 日）として改訂するとともに、ロードマップの別添として、「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」（令和 6 年 9 月 30 日）を策定したところである。

- ロードマップにおいて、引き続き都道府県協議会を中心とした後発医薬品の使用促進を図ることとされており、また、取組方針においても、都道府県後発医薬品使用促進協議会においてバイオ後続品の使用促進を取り上げることとしている。

- 令和 7 年度予算案においては、バイオ後続品を含む後発医薬品について、「後発医薬品の使用促進のための協議会」（都道府県協議会）の運営などに関する事業を実施するとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、各地域における個別の問題点の調査・分析などを行うための経費を引き続き計上している。

※ 都道府県協議会等の都道府県向け委託費

令和 6 年度予算 183 百万円 → 令和 7 年度予算案 183 百万円

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- バイオ後続品を含む後発医薬品の更なる使用促進のためには、地域の実状に応じたきめ細かな取組が重要であり、都道府県においては、引き続き、都道府県協議会を中心に、使用促進に向けた取組を進めていただくようお願いする。
- その際、地域の医師会や薬剤師会等との連携に加え、医療費適正化に関わる関係者

との連携も重要となるため、都道府県協議会と保険者協議会を合同で開催するなど関係者の連携をお願いする。

担当者名 古江後発医薬品使用促進専門官（内線 8463）

担当者名 栗飯原主査（内線 2657）

5. 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査について

現状等

- 薬価調査については、薬価の市場実勢価を把握するため、これまで2年に1回の頻度で実施してきたところ、過去の累次の決定事項に基づき、毎年薬価調査を実施している。このため、中間年に当たる令和6年度においても、令和2年度及び令和4年度の薬価調査と同様に、中医協における調査計画についての審議結果を踏まえ、販売側調査については、従来の全数調査ではなく、3分の2（67%）の抽出率の抽出調査とし、購入側についても従来の半分の規模で実施するなど一定の負担軽減を図った上で、薬価調査を実施した。
- 特定保険医療材料価格調査については、薬価調査と同様に市場実勢価格を把握するために2年に1回実施している。なお、平成29年11月24日の中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において、毎年価格調査及びその結果に基づく価格改定については、薬価制度の動向をみつつ、引き続き検討することとなっている。
- なお、上記の薬価調査及び特定保険医療材料価格調査については、平成29年度の調査から都道府県を経由せず、直接国が調査を実施することに変更となっている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 本年も、他計調査及び客体精密化調査を実施するため、引き続きご協力をお願いする。なお、具体的な調査の方法等については、追って連絡する。

担当者名 早川薬価係長（内線2588）

担当者名 坪倉材料価格係長（内線4159）

6. 薬事工業生産動態統計調査について

現状等

- 薬事工業生産動態統計調査は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産等の実態を明らかにすることを目的としており、調査結果は広く公表され、行政や企業活動の場で活用されているところである。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 新規で製造販売業許可を取得する業者に対して、本調査の報告義務があることの周知をお願いします。具体的には、業者に製造販売業許可証を発行する際に、厚生労働省から都道府県に提供済みのチラシ「製造販売業許可を取得された皆様へ」の配付をお願いします。
- 調査客体について、医薬品医療機器申請・審査システムの製造販売業許可台帳により管理しているため、新規で製造販売業許可を取得した業者、廃止届出した業者に関する情報は必ず当システムに入力をお願いします。
- 本調査の調査票データを都道府県の統計等に利用する場合は、統計法第 33 条第 1 項に基づくデータの二次利用申請が必要。事務手続きに約 2 ヶ月要するため、遅くともデータ利用開始日の 2 ヶ月前までには申請書を厚生労働省に提出するようお願いします。

担当者名 清岡調査統計係長（内線 2532）

7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について

現状等

- 昨年においても台風などの災害による物的被害の発生がみられ、また今年の 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により能登半島に甚大な被害が生じたが、こうした中、関係都道府県・市町村におかれては、医薬品等の安定供給の確保にご協力をいただき、感謝申し上げます。

- 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保のため、都道府県には「厚生労働省防災業務計画」に基づき、有事における医薬品等の調達・供給スキーム、関係者間の連絡体制等を内容とする「医薬品等の供給、管理等のための計画」を備えているところである。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 非常災害時には、当課から都道府県薬務主管課に連絡し、被害状況等の報告を依頼することとしているので、非常災害発生時には、迅速な対応をお願いします。
※ 非常災害とは、東京 23 区内・震度 5 強以上、その他の地域・震度 6 弱以上等を目安とする（厚生労働省防災業務計画より）。
- 首都直下地震や南海トラフ地震への様々な対策が呼びかけられていることも踏まえ、今後も、有事の際に効果的な対応ができるよう適宜計画や医薬品の備蓄状況等の再点検を行っていただくとともに、引き続き医薬品等の調達・供給スキーム等について、平時より医師会や薬剤師会、医薬品卸業協同組合などの地域の関係団体等と情報・認識の共有を図られるようお願いする。
- 令和 5 年 11 月 8 日に「災害時に必要な医薬品等の確保について（周知）」の事務連絡を発出しており、引き続き、糖尿病患者に対するインスリン製剤（接種に必要な注射針等を含む。）、抗てんかん薬については、外科系措置用の医薬品等（災害から 3 日程度の間に必要なもの）と同様に取り扱っていただくとともに、令和 6 年 5 月に適正な数量のインスリン製剤を備蓄するにあたって有用な情報と考えられる統計データ（「各都道府県における糖尿病患者数」、「各都道府県における糖尿病患者のうちインスリン治療が実施されている者の割合」）について周知しており、地域の実情に応じてインスリン製剤の備蓄を進めていただくよう、お願いします。

担当者名 寺島主査（内線8209）

8. 個人防護具の備蓄等について

現状等

- 令和 6 年に全面改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び同計画ガイドラインでは、コロナの反省を踏まえ、有事の際に医療機関で個人防護具が不足しない

よう定量的な備蓄水準を定め、平時から国、都道府県及び協定締結医療機関による備蓄体制を構築しているところである。

- 各都道府県におかれては、備蓄水準に基づいた計画的な備蓄、国備蓄物資の医療機関への配布に関するとりまとめ等に御協力いただき、大変感謝申し上げます。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県における備蓄については、各都道府県管内の協定締結医療機関の備蓄量（1か月分まで）と合わせて備蓄水準に達するようにお願いしており、備蓄水準に達していない場合には今後4年間で備蓄水準に達するようお願いしている。
- また、既に協定締結医療機関の備蓄量（1か月分まで）のみで、備蓄水準を超えている都道府県においては、協定を締結していない医療機関等へ対応するために、少なくとも各都道府県の備蓄水準の15%の備蓄をお願いしている。
- 令和7年度に関しては、初年度分として、少なくとも各都道府県の備蓄水準の15%の4分の1に当たる量を各都道府県にて備蓄いただき、協定締結医療機関の備蓄を合わせてもなお備蓄水準に達しない場合は、その差分も合わせて備蓄いただきたい。
- なお、担当部署が薬務課や感染症対策課など、複数部署にまたがる都道府県におかれては、個人防護具の備蓄に関する情報が漏れなく共有されるよう部署間で連携いただくとともに、これからも厚生労働省の窓口である医療用物資等確保対策推進室と密に連携させていただきたい。

担当者名 近藤室長補佐（内線8116）